

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成29年5月12日（金）13:25～13:37
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
委員 阿曽沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表
委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

黒萩 真悟 水産庁漁業調整課長
中村 真弥 水産庁漁業調整課課長補佐
小林 一弘 水産庁漁業調整課釣人専門官
草 大輔 水産庁大臣官房政策課企画官

<事務局>

佐々木 基 内閣府地方創生推進事務局長
藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 小型無人機（ドローン）の海上飛行等に係る実証実験の加速的推進
 - 3 閉会
-

○事務局 お待たせして申しわけございませんでした。それでは、小型無人機の海上飛行等に係る実証実験の加速的推進でございます。成長戦略で、サンドボックスを活用したいいろいろな実証を進めていく中でやりたいことということで書かせていただいております。特に海上飛行のあたり、漁業関係者等の調整あたりで御意見等がありましたらこちらで御議論をいただきたいと思います。

それでは、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 どうもお忙しいところお越しくださいまして、ありがとうございました。今のドローンについての文言に御意見がございましたら賜りたいと思います。

○黒萩課長 今回対象になっているのが、東京湾の奥のほうの東京都の内陸部から千葉の北側のほうということでございます。実証調査をやったときの船橋であるとか、南行徳、行徳島のお話があったと聞いておりまして、試験飛行をしたところは共同漁業権も何も設定されていないところだったらしくて、何ら問題がなかったと聞いておりますけれども、この水域全体が一般的日本の周辺と違いまして、その3単協の地先以外は全く漁業権は設定されていない。江戸湾、東京湾の開発の時にほとんど漁業権を放棄してしまっている。あと、協同組合も一部にしかなくて、要するに漁業者を統括するような仕組みがほとんどないような状況になっているところでございます。特に千葉市は漁業協同組合もございません。当然、漁業権もございません。でも、漁業権がなくても先生も御存知のとおり一般的な漁業はできますので、自由漁業としてやっているような水域です。

ですから一連のほかの開発行為とかそういうものと同じように、漁協を窓口にした話し合いをするというようなものがないという水域で、日本の沿岸水域においては非常に特異な水域です。ですが、漁業のみならず、遊漁船の案内業でありますとか、いわゆるプレジャーボートによる釣りなどは活発に行われている水域であるのです。ですから、非常にある意味、漁協が組織されていないことによって管理がされていないというか、自由の海になっている水域という特殊な状況にございます。

ですから、どこかに話をしたから、段取りはとりながらも漁業者に話が伝わっていくかというと、そんなことはない。組合に入っていない漁業者たちもいっぱいいる。非常に難しい水域なので、このように今、提案されているようなものを超えてワンストップセンターみたいなものを設置して調整を図るというのは非常にいいアイデアだと私は思うのですが、ただ、どのようにしてこれを作っていくのかなということが、この文章を見るだけでは私はイメージが湧きませんで、逆に先生方にどのような感じなのかなと聞きたいなと思っていたという感じです。

○八田座長 わかりました。そうするとこれは設置を検討することになるのは当然なのでしょうけれども、設置する目標の日にちも決まっているのですか。

○藤原審議官 法律に書き込んでいるセンター設置の規定がございますが、法律の特例措置ではないので、もちろん法律を作る前から設置すること自体は可能です。この手のワンストップセンターというのは別の分野でも幾つかありますので、関係者の御了解なり関係省庁の御了解をいただければすぐに作れます。

とにかく事業者なり自治体からは漁協も含めてですけれども、関係箇所が多くてそれぞれ回るのも大変だと。そういうものを例えれば会議が1回、2回で終わるような形にしてほしいという合理的な要望がございます。そこはお認めいただいた上で、プラスアルファ何ができるかというものを引き続き考えていくということだと思います。

○黒萩課長 先ほど申しましたとおり、我々が行政の単位にしているようなものから外れた水域なので、具体的にやっていくときには市町村とかに見てもらわないと実態をつかめていない。県庁でつかめていなかつたら全くわからない。

- 八田座長 まさに水産庁が乗り込んでいくべき。
- 黒萩課長 いや、我々も全然、行政の権限が全くなくなってしまっているというか、法的にも何もないのですから。
- 八田座長 だから特区では法的に作ればいいのではないですか。
- 黒萩課長 とてもではないけれども、やるすべがないです。そこにある魚をとっている人たちが自由に誰でもできるような感じになっている水域ですので。
- 八田座長 規制しなければまずいでしょう。
- 黒萩課長 それは東京都と千葉県庁にやっていただくことになると思います。これぐらい近い水域だと。
- 八田座長 2つ問題があって、1つは水産資源の保護という問題があります。もう1つは通行の安全です。今、問題になっているのは安全のほうだと思うのです。これは航空法で空の飛び方を規制しているのと全く同じような規制があるのではないか、必要なのではないかと思うのですが、それは水産庁のお仕事というよりは海上保安庁のお仕事だということですか。
- 黒萩課長 そういうことです。あとはここも非常に東京港の港湾区域の部分が多いのではないかと思うのです。
- 八田座長 そういう交通に関する規制は、特に水産庁の仕事ではないと。
- 黒萩課長 私らは経験がございません。先生がおっしゃいましたように、水産資源の保護という観点でございますと、いつも分権とかのときも議論になるように、ここは完全に東京都の地先海面、千葉県の地先海面でございます。対象となって、とっている資源もアサリとか海苔養殖などを千葉のあたりもやっているわけでございまして、ほかのところに分布しているものは本当に砂浜、砂浜地の資源ですので、これは東京都なり千葉県庁を巻き込んでいかないと無理だと思います。なかなか既存の仕組みの中では難しいです。
- 八田座長 わかりました。
- 藤原審議官 特区ですから、自治体の巻き込みがポイントになります。まずは一義的責任は千葉市なり千葉県なり関係自治体になりますので、場合によっては東京都の方々もそこは入っていただく。
- 黒萩課長 そうすると、地方自治体のもとにセンターはできる。
- 藤原審議官 センターは区域会議という特区の特殊な組織がありまして、その下に置かれます。内閣府と関係自治体がメインです。あとは必要に応じて事業者も入ります。
- 八田座長 ということは、この文言に対して特に農水省として、水産庁として意見があるわけではない。
- 黒萩課長 今日は先生方と意見交換をするということで来ましたので、先ほど初めて聞いたというような話をお話しておかなければいけないなと思って来たということでございます。これで意見をという話はまた、まだ私レベルで来ておりますので、上のほうとお話をしないとということでございます。

○藤原審議官 実際に時間もないのですけれども、また御意見を頂戴して調整をしますが、この前も国会でも御議論がありましたね。ですから、あの手の延長の議論でございますので、もちろん必要に応じてだと思うのですが、ぜひ水産庁としても積極的に、実際に私どももニーズがあってのこういう御要望があつての記載でございますので、何らかの形で記述をしたいと思っております。あとはこれは話が飛びますけれども、まさにサンドボックスというのは事前でなかなかし切れないところを事後に処理する話なので、まさにそういういいモデルケースなのかもしれません。

○八田座長 一般的に今おっしゃったことでは、海上保安庁がこのワンストップセンターのかなり中核的なところになるだろうというのが一般論だと思うのです。だけれども、もし、これ、今は千葉でやっているけれども、今度ほかのところでやるかもしれない。そのときには漁協がかんできますね。ですから、そのときのことも含めてということにはなると思います。

○黒萩課長 漁協があつて非常にいいことは、包括できるということで、そこを通しさえすれば全体合意がとれていて、そこは漁協は責任を持ってやる。外から入ってくる人たちも、そこは従うようなところがあるものですから、そこは非常に円滑にいくと言えば円滑にいくわけでして、ドローンによる密漁監視というのを今いろいろやっていただいている、それは漁業者も喜んで、自分たちの漁場管理のためにドローンを使えるというのは非常に前向きに考えていて、ちょうど給料日にやってもらったり、いろいろ組合のほうもアイデアを出したりして、非常にうまい具合にやっているのですけれども、ただ、ここの場合は非常に逆にレアなケースであると思います。

○八田座長 わかりました。では、そういうことで。

○藤原審議官 文章の修文案があれば、また調整させてください。

○八田座長 非常に有益なお話をありがとうございました。今、申しましたように修文があればまた御提案いただきたいと思います。どうもありがとうございました。